

壱岐市観光ポータルサイト構築業務 公募型プロポーザル実施要領



令和元年 5 月
壱岐市企画振興部観光課

第1章 業務概要について

1. 業務名称 壱岐市観光ポータルサイト構築業務

2. 本要領の目的

本要領は、「壱岐市観光ポータルサイト構築業務」を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により複数の事業者の企画提案を比較検討することで受託事業者を選定するため、必要な手続き等を定めるものとする。

3. 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4. 履行期間

(1) 構築に係る期間

契約締結日から令和2年2月28日までとし、ホームページの公開開始は令和元年12月27日（金）からとする。

(2) 運用保守に係る期間

令和2年4月1日（水）から5年間

5. 提案上限額

「構築に係る業務（上記4. 履行期間の（1）に示す業務）」の上限金額は、12,000千円（8%の消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、これを越えた提案は無効とする。

「運用保守に係る業務（上記4. 履行期間の（2）に示す業務）」の上限金額は、100,000円（月額／8%の消費税及び地方消費税を含む）とする。これには、ソフト利用料、ネットワーク利用料等も含む。

なお、構築に係る業務については、金額の配分イメージ（目安）を下記の通りとする。

- ・日本語サイト制作 5,000千円
- ・多言語サイト制作 4,000千円
- ・GDN公告関連 2,000千円
- ・ホームページ公開後のログ解析及び考察、その他 1,000千円

第2章 プロポーザルに関して

1. 参加資格

本プロポーザルに参加するための必要な資格及び要件は以下のとおり。なお、参加資格の基準日は、参加表明書の提出日とする。

- ・平成31・32年度壱岐市入札参加資格者名簿（大分類：情報電算関係、中分類：インターネット業）に登載されていること。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ・参加表明申請日において、壱岐市工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立がなされていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立がなされていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- ・国税及び地方税を滞納していないこと。
- ・過去5年間（平成26年4月1日から平成31年4月30日まで）、ホームページ構築業務（リニューアル含む）の受託実績を3件以上有していること。ただし、規模的には国または地方公共団体、県、市町の観光協会レベル以上の業務とする。
- ・JISX8341-3:2016における達成基準Aを準拠し、等級AA、AAAにレベルアップが可能なポータルサイトの構築ができること。

2. 公募型プロポーザル実施スケジュール

1) 公募要領の公表	令和元年 5月23日（木曜日）
2) 参加表明書提出期限	令和元年 6月 3日（月曜日）17時
3) 参加資格審査結果の通知	令和元年 6月 4日（火曜日）
4) 質問書の受付締切	令和元年 6月 6日（木曜日）17時
5) 質問書に対する回答	令和元年 6月 7日（金曜日）
6) 企画提案書等の提出期限	令和元年 6月17日（月曜日）17時
7) 一次審査（書類審査）結果通知	令和元年 6月19日（水曜日）
8) 二次審査（プレゼンテーション）	令和元年 6月24日（月曜日）※予定
9) 最終審査結果の通知	令和元年 6月26日（水曜日）※予定
10) 業務委託契約の締結・業務開始	令和元年 7月上旬 ※予定

3. 参加表明書等の提出について

(1) 提出期限 令和元年6月3日(月曜日) 17時まで

(2) 提出書類

提出書類	部数
1) 公募型プロポーザル参加表明書(様式第1号)	1部
2) 受注実績調書(様式第2号)	1部

(3) 提出方法

持参または郵送(一般書留・簡易書留)により提出すること。なお、郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(4) 参加資格審査結果について

令和元6月4日(火曜日) 17時までに、参加表明者全てに審査結果をE-mailにて通知する。

4. 質問書の提出について

(1) 質問書の提出について

① 提出期限 令和元年6月6日(木曜日) 17時まで

② 提出書類 質問書(様式第3号)

③ 提出方法

電子メールにて送付すること。

電話や来訪による口頭での質疑や期限を過ぎた質疑は受け付けない。

(2) 質問書への回答について

質問に対する回答は、令和元年6月7日(金曜日) 17時までに参加資格審査を通過した参加表明者全てにE-mailにて質問者を非公開にした状態で回答する。ただし、競争上の地位その他利害を害する恐れがある質問は除外します。

5. 企画提案書類等の提出について

(1) 提出期限 令和元年6月17日(月曜日) 17時まで

(2) 提出方法 持参または郵送(一般書留・簡易書留)により提出すること。

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(3) 提出書類

提出書類	様式等	部数
1) 企画提案書		正本1部、副本10部
2) 企画提案書の電子データ	CD-R 又は DVD-R	1枚
3) 見積書(構築費用) ※明細書含む	様式第4号	正本1部
4) 見積書(運用・保守費用) ※明細書含む	様式第5号	正本1部

6. 企画提案書等の作成について

(1) 企画提案書作成上の留意事項

- ・企画提案書は下記【企画提案書の構成について】を参照し、分かりやすく章立てて作成すること。
- ・様式は原則としてA4判横上綴じで、60ページ以内（表紙、裏表紙、目次等は除く）、横書き、カラー印刷の両面印刷とする。なお、A3判の挿入も可とするが、その場合は2ページ分に換算となる。各ページにはページ番号をふること。
- ・提案内容はすべて実現可能なものとし、根拠も含めできる限り具体的であること。なお、業務委託契約後に提案内容が実現できなくなった場合は、提案内容以外の方法で実現することとし、その費用は提案者が負担すること。
- ・審査委員には専門知識がない審査委員も含まれるため、できるだけ平易な表現で分かりやすく具体的に記載すること（専門用語を使用する場合は、注釈をつけるなど工夫すること）。

【企画提案書の構成について】

1) 会社概要、サイト構築及びCMS導入実績	会社概要とサイト構築及びCMS導入実績を提示すること。
2) 企画提案	壱岐市の目的や方針及び現壱岐市観光連盟運営サイト「壱岐観光ナビ」(http://www.ikikankou.com/)の問題点・課題を踏まえた上で具体的な取り組みを示すこと。 ※本市が示す「仕様書」の内容を踏まえ、提案を章立てて分かりやすく解説すること。
3) スケジュール案	スケジュール案（工程表）を示すこと。各工程での事業者と本市の役割分担等も明示すること。
4) 追加提案	本市が要求している以外に、有効な機能があれば自由に提案すること。 なお、この4)の追加提案については、見積りに含めず、この提案書内に費用を記載すること。

(2) 見積書作成上の留意事項

①構築にかかる費用（この費用には効果検証、GDN広告等にかかる費用も含む）

- ・構築費用の総額を見積書（様式第5号）に記載すること。
- ・見積の明細書（任意様式）もあわせて提出すること。

②運用保守に係る費用（令和2年4月から5年間の運用保守）

- ・運用保守の1ヶ月ごとの費用を見積書（様式第6号）に記載すること。
- ・見積の明細書（任意様式）もあわせて提出すること。

※①・②について、消費税および地方消費税を含まない金額を記載すること。

7. 審査について

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点を行う。

(1) 一次審査（配点230点満点）

一次審査では、本市観光課において以下の通り書類審査を行い、二次審査に進む上位3位以内を選定する。

- ①業務実績（30点）
- ②業務目的や方針（20点）
- ③情報が得やすい魅力的なサイト構成（20点）
- ④ターゲット国を意識した魅力的な多言語版サイト（20点）
- ⑤デザイン及びPC版とスマートフォン版のデザイン連動（20点）
- ⑥CMSの導入と職員の技術向上に向けた方策（20点）
- ⑦アクセシビリティの向上（20点）
- ⑧閲覧者増加の方策（GDN広告）等（20点）
- ⑨効果的なポータルサイト構築のための効果検証等（20点）
- ⑩あらゆる障害に強い安全・安心なシステム運用・保守（20点）
- ⑪見積書の妥当性（20点）

(2) 一次審査結果通知

一次審査の結果は、参加者全員に対し、令和元年6月19日（水曜日）までに、参加表明書に記載された連絡先にE-mail及び文書で通知する。ただし、この時点での一次審査の評価点数は公表しないものとする。

(3) 二次審査（配点230点満点）

一次審査により選定された者によるプレゼンテーションを実施する。

二次審査は本市が定めた審査委員会において、各委員がプレゼンテーションの各項目の審査を行う。

【プレゼンテーション審査項目】※一次審査と同一

- ①業務実績（30点）
- ②業務目的や方針（20点）
- ③情報が得やすい魅力的なサイト構成（20点）
- ④ターゲット国を意識した魅力的な多言語版サイト（20点）
- ⑤デザイン及びPC版とスマートフォン版のデザイン連動（20点）
- ⑥CMSの導入と職員の技術向上に向けた方策（20点）
- ⑦アクセシビリティの向上（20点）
- ⑧閲覧者増加の方策（GDN広告）等（20点）
- ⑨効果的なポータルサイト構築のための効果検証等（20点）
- ⑩あらゆる障害に強い安全・安心なシステム運用・保守（20点）
- ⑪見積書の妥当性（20点）

【二次審査（プレゼンテーション）実施について】

- ・日時： 令和元年6月24日（月曜日）（※予定のため別途連絡）
- ・場所： 壱岐の島ホール（※予定のため別途連絡）
- ・実施時間： 1提案者50分以内（プレゼンテーション40分、質疑応答10分）
- ・プレゼンテーションの順番： 本市でクジによりあらかじめ決定し案内する。
- ・準備物： プロジェクター、スクリーンは本市で準備するが、その他必要な機器は提案者が準備すること。
- ・注意事項： 上記に示す「審査項目」を重点的に説明する他、提出した企画書のアピールポイントについて説明すること。基本的に企画提案書と異なる内容の説明は認めない。なお、一次審査の点数は二次審査に加点されない。

8. 最終審査結果通知について

最終審査の結果は、二次審査参加者に対し令和元年6月26日（水曜日）（※予定）に、参加表明書に記載された連絡先にE-mail及び文書で通知する。なお、審査結果に関する異議申し立て等は受け付けない。

9. 契約の締結について

最優秀提案者を決定後、提案内容に基づき協議を行い、両者協議が整った場合、構築業務にかかる契約を締結する。なお、交渉の結果、合意に至らない場合は、次に得点が高い提案者と契約締結の交渉を行う。

運用保守にかかる業務委託契約は、令和2年度以降、本システムを利用する間の契約を締結し、月毎に支払うものとする。

10. 契約保証金について

契約保証金は、契約金額の10/100以上とする。なお、壱岐市財務規則第92条に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

11. プロポーザル参加に際しての留意事項について

（1）失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ①提出した書類に虚偽の内容を掲載した場合
- ②仕様書要件に満たさない内容があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④他の提案者と提案内容について相談を行った場合
- ⑤最優秀提案者選定終了までの間に、他の提案者に対し提案内容を意図的に開示した場合

- ⑥契約締結までの間にプロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- ⑦その他、不正な行為があった場合

(2) 留意事項

- ①提出された企画提案書等は返却しない。
- ②提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- ③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- ④企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ⑤提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- ⑥提出された書類は壱岐市情報公開条例及び壱岐市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- ⑦企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。
- ⑧この要領に定めるもののほか、事務の取扱に関し必要なことは市長が定める。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地
壱岐市 企画振興部 観光課 観光しまづくり班
担当 篠崎
TEL 0920-48-1130 (内線232)
FAX 0920-48-1120
E-mail iki-kankou@city.iki.lg.jp